

## 賃貸入居サポート規約

### 第1章 総則

#### 第1条（規約）

- この規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「賃貸入居サポート」（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。
- 当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

#### 第2条（会員）

- 会員とは、当社が業務提携をした不動産賃貸業者（以下「取扱店」という）が賃貸管理する不動産（以下「対象物件」といいます。）についての賃貸借契約を締結し、本規約に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が取扱店より業として対象物件を賃借した場合にはご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

#### 第3条（譲渡禁止等）

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

#### 第4条（利用者）

本サービスは、以下の方が利用（以下「利用者」といいます。）することができます。なお、本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

- 会員自身が対象物件に居住される場合は、対象物件に居住する会員とその同居家族のみ。
- 会員自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の会員の承諾を条件として、対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）とその同居家族のみ。この場合、対象物件の会員は、本規約の内容を十分理解するものとし、利用者となる居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。
- 在宅確認サポートのサービスについては会員本人（法人が会員の場合においては申込書にて届出を頂いた方1名）のみ。

## 第5条（会費、本サービスの失効）

1. 本サービスの会費は、建物賃貸借契約書等に記載のとおりとします。
2. 会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。  
なお、入会日の属する月の会費は月額での請求となり、日割りでの計算は行いません。
3. 会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合または当社が業務提携をした取扱店が営業を停止した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格は終了するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の終了、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

## 第6条（利用・更新可能期間）

1. 賃借人は、対象物件の賃貸借契約締結時、本サービスへの入会が必須であること、ならびに賃貸借契約存続中、これを継続しなければならないことを予め承するものとします。なお、本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の契約期間始期日から賃貸借契約解約日までとします。
2. 賃貸借契約解約日の属する月の会費は日割り計算せず、返金しないものとします。

## 第7条（変更の届出）

1. 会員は、当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出を行うものとします。
2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

## 第8条（会員資格の終了）

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格は終了するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- (1) 本サービスの利用に際して不正な行為があった場合
- (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- (3) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- (4) 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- (6) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合

- (7) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合
- (9) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- (10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
- (11) 取扱店が営業を停止したとき
- (12) 会員が対象物件から退去したとき
- (13) 対象物件が取扱店の管理対象物件でなくなったとき

## 第9条（個人情報保護）

- 1. 当社は本サービスの運営において知り得た利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
  - (1) 利用者等より依頼を受けた各種サービスを提供するため
  - (2) 利用者等に対して、当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
  - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて利用者等と接触する必要が生じた場合
  - (4) 利用者等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
- 2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても利用者等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
  - (1) 利用者等が同意している場合
  - (2) 個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合
- 3. 当社は、第1項の目的のため、利用者等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。
- 4. 当社は、会員またはその代理人から、会員の個人情報の開示もしくは利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員の個人情報の取り扱いにつきましては、プライバシーポリシー (<https://www.jbr.co.jp/privacy/>) をご確認ください。

## 第10条（免責）

- 1. 当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

2. 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
- (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合（当該物件に関し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む）
- (3) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- (4) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
- (6) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- (7) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
- (9) 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域である場合
- (10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。

- (1) 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた要求行為
  - ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
2. 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

## 第2章 相談サービス規約

### 第12条（目的）

相談サービスは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対して情報の提供を行うことで、会員のトラブルの解決をサポートします。

### 第13条（サービス内容）

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。ただし、当社のサポートは弁護士法第72条に抵触しないものとします。
    - (1) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
    - (2) その他、トラブル解決のために必要な情報
  2. 健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診察・診療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
  3. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
- 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
- (1) 恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項
  - (2) 法令や社会通念に反する事項
  - (3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

### 第14条（利用料金）

1. 会員は本サービス有効期間内において、第13条所定のサービスを無償で利用することができます。

できます。

2. 相談サービスによる情報提供後に生じる下記の費用等については、会員本人のご負担となります。

- (1) 書類申請等にかかる費用等
- (2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
- (3) その他、紛争解決のために発生する費用

3. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サポートサービスの情報提供後の費用については、会員本人のご負担となります。

#### 第15条（免責）

- 1. 相談サービスにおいて当社が会員に提供した情報は、会員がトラブルを解決するための手段のご提案であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、会員の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。
- 2. 当社以外の第三者が行った作業については、当社は故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。
- 3. 当社は、相談サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

### 第3章 駆け付けサポート及び在宅確認サポートに関する規約

#### 第16条（サービス内容）

当社は、会員に対して、緊急性を有する場合に、カギ・水まわり・ガラス・電気・建具のトラブルサポート及び在宅確認サポートを行います。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。

#### 第17条（免責）

- 1. 駆け付けサポート及び在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
  - (1) 会員本人以外の依頼
  - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
  - (3) カギの開錠の場合に会員本人の立会いがない場合

(4) 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合

(5) 在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合

(6) 在宅確認に関して、玄関前の対応以外の対応を希望する場合

(7) 在宅確認に関して、1親等内の親族以外からの依頼

(8) 駆け付けサポート及び在宅確認サポートとは異なるサポート依頼

(9) 対象物件にかかる賃貸部分以外に関する本サービスの依頼

2. 当社及び業務提携先は、故意または重大な過失がない限り、駆け付けサポート及び在宅確認サポートに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

3. 会員に記載した同居家族が、当社への連絡なく同居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

#### 第18条（駆け付けサポート及び在宅確認サポート料金表）

駆け付けサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

（税込）

時 間 帯		区 分	会 員	
基本出張料金	8：00～20：00	カギ・水まわり	無 料	
		ガラス	無 料	
		電気・建具	無 料	
		在宅確認	無 料	
	上記以外	カギ・水まわり	無 料	
		ガラス	無 料	
		電気・建具	無 料	
		在宅確認	無 料	
作業料金（60分以内）		—	無 料	
作業料金（60分超）		—	実 費	
特殊作業料金		—	実 費	
部品代金		—	実 費	

（注）在宅確認サポートは、会員本人もしくは法人契約については届出を頂いた方の1親等内の親族からの依頼に限ります。

（注）作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,100円（税込）の費用が発生します。

## 第19条（サービス内容及び利用料金）

当社は、会員に対して、施設の利用料金割引及び優待サービス等を提供する「LCC」サービスを無償で提供します。「LCC」サービスは当社の業務提携先が運営するホームページを通じて提供されます。会員は、このサービスの利用にあたり、業務提携先が定める利用規約を遵守するものとします。

## 第20条（免責）

1. 「LCC」サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

（1）会員本人以外の利用

（2）会員本人以外がホームページにログインした方法による利用

2. 「LCC」が提携する施設を利用したこと等により会員、居住者または第三者に生じた損害については、当社は、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

## 賃貸入居サポート 個人情報の取り扱いに関する同意条項

本書面は、今回お客様に記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせくださいの場合には、下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問合せください。

### 1. 個人情報の利用目的

お客様の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。

（1）当社事業活動における各種サービスをご提供するため

（2）お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため

（3）（1）に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため

（4）お客様から頂いたご相談・お問合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため

ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。

・法令に基づく場合

・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

## 2. 個人データの共同利用

(1) 当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することができます。

### (2) 個人データの項目

お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。

### (3) 共同利用するグループ会社等

レスキュー損害保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社、  
ジャパンワランティサポート株式会社、株式会社生活救急車

### (4) 共同利用する目的

1. 当社事業活動における各種サービスをご提供するため

2. お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため

3. 1. に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため

4. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため

### (5) 個人データ管理責任者：ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名古屋市中区錦1-10-20 アーバンネット伏見ビル5階

代表取締役社長 若月 光博

### (6) 取得方法：申込書等

## 3. 個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することができます。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でお客様の個人情報を委託します。

## 4. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報を復元することができない

ようにした情報（匿名加工情報）についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

## 5. 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

## 6. 個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 7. 当社運営Webサイトの個人情報の取扱いについて

当社は、当社運営のWebサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie及び匿名ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

- (1) 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため
- (2) 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
- (3) 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）に違反する行為に対する対応のため
- (4) 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (5) 個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

## 8. 保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知

事業者名

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名古屋市中区錦1-10-20 アーバンネット伏見ビル5F

代表取締役社長 若月 光博

当社の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者」）

所属： 管理本部長

連絡先（e-mail）：info@jbr.co.jp

## 9. 保有個人データの利用目的

a.役員等を含む従業者の保有個人データ

■当社の人事労務管理のため

b.採用応募者に関する保有個人データ

■採用審査のため

c.プライバシーマーク運用に伴い発生する保有個人データ

■プライバシーマーク運用管理のため

d.お客様等、外部のお取引先からお預かりする保有個人データ

■お客様からのお預かり情報 サポート管理のため

e.お取引先に関する保有個人データ

■お取引に関する管理のため

10. 保有個人データの安全管理措置

当社規定に基づき、データを保護します。

11. お問い合わせ、訂正・利用停止

当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

12 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。

お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

【保有個人データ又は第三者提供記録に関する苦情及び請求（開示/訂正等）のお問い合わせ】

窓口：管理本部管理部総務課 苦情相談窓口担当

連絡先（e-mail）：[info@jbr.co.jp](mailto:info@jbr.co.jp)

**再入居費用バックアップサポート規約**

**第1条（制度の概要）**

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「当社」といいます。）は当社と提携する不動産賃貸業者を介して「賃貸入居サポート」に加入した方（以下「会員」といいます。）に対して、『再入居費用バックアップサポート規約』（以下「本規約」といいます。）に定めた対象期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭ってから6ヶ月以内に会員本人が転居する場合に、その転居費用の一部を負担します。

**第2条（用語の定義）**

本制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

（1）「賃貸借入居者（入居者）」

当社と業務提携する不動産賃貸業者の仲介により居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約者本人。

（2）「再入居費用バックアップサポート」（以下「本制度」という）

当社が会員に提供するサービスで、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、その転居費用の一部を負担する制度。

（3）「入居住宅専用部分」

当社と業務提携する不動産賃貸業者を仲介者とした賃貸借契約に基づき会員本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分。ベランダは除く。

（4）「施錠中」

入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。

（5）「侵入盗被害」

施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。

（6）「ストーカー被害」

会員がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求める旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。（7）「対象期間」

入居者との間で賃貸借契約に付随して本制度が約定された日（更新による賃貸借契約日を含みます。）から本サービスの有効期限まで。

### 第3条（顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて）

会員の個人データを記録した顧客名簿は、当社のデータベースにて適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を協力関連会社等の第三者に通知する場合があることを予めご了承ください。

### 第4条（適用対象外）

次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。

- （1）会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害
- （2）会員及び会員の親族、使用人、同居人または止宿人が自らなし、または加担した行為
- （3）地震、噴火、風水災、その他の天災
- （4）会員または会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
- （5）入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害
- （6）被害について警察への届出がない場合
- （7）同一入居住宅専用部分において、対象期間中2回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害
- （8）侵入盗被害が未遂であった場合
- （9）客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合
- （10）転居先が実家や知人宅等の場合

- (11) ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合
- (12) 入居日前の事故

#### 第5条（本制度の利用申請）

1. 当社は、本制度利用申請の受付後、申請内容の確認（本制度に関する各種問い合わせを含みます。）を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに次の各項に掲げる事項を当社に報告するものとします。
  2. 当社は、会員から事故報告を受けた場合、以下の事項をご確認させていただきます。
    - (1) 住所・氏名・電話番号・性別
    - (2) 本制度を約定した日（賃貸借契約日）・被害の発生日時と状況
    - (3) 警察への盗難届けの有無
  3. 本制度を利用するときには、会員は以下の書類を当社に提出しなければなりません。
    - (1) 公の機関が発行する受理番号
    - (2) ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書
    - (3) 当社の定める事故報告書
    - (4) 侵入盗被害を証明する書類
    - (5) 転居先の賃貸借契約書（写）
    - (6) その他当社が必要と認める書類

#### 第6条（負担金）

1. 当社の調査により、会員の申告した被害が本制度の対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、10万円（税込）を一律負担します。
2. 会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合は、10万円（税込）を一律負担します。
3. 本制度のご利用は、対象期間内ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けることができます。

#### 第7条（入居者への通知）

当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、本規約が記載された「賃貸入居サポート」申込書の控を交付します。

#### 第8条（本制度の対象範囲）

本制度は、当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第9条（他の補償制度との関係）

本制度は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2025年2月25日 改定